

城西大学大学院学則

目 次

第1章 総 則（第1条～第3条）

第2章 設置する研究科・専攻及び収容定員

並びに教育研究上の目的等（第4条～第7条）

第3章 教育研究実施組織等（第8条～第12条）

第4章 修業年限，学年，学期及び休業日（第13条～第16条）

第5章 教育課程及び履修方法等（第17条～第23条）

第6章 授業科目，単位及び試験（第24条～第27条）

第7章 課程の修了要件及び単位（第28条～第31条）

第8章 入学，転入学及び留学等（第32条～第38条）

第9章 休学，復学，退学，転学，除籍及び再入学（第39条～第44条）

第10章 入学検定料，入学金及び授業料等（第45条，第46条）

第11章 科目等履修生，大学院研究生及び外国人留学生（第47条～第49条）

第12章 賞罰及び奨学（第50条，第51条）

第13章 雑則（第52条）

第14章 改正（第53条）

付 則

第1章 総 則

（目 的）

第1条 城西大学大学院（以下、「本大学院」という。）は，城西大学（以下「本学」という。）の建学の精神に則り「学問による人間形成」に基づき，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

（自己点検・評価）

第2条の2 本大学院では，教育研究水準の向上を図り，前項の目的を達成するため，教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検・評価を行い，その結果を公表する。また，評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ，教育研究活動について不断の見直しを行い，その水準の向上を図る。

2 前項の自己点検・評価及び公表を実施するために必要な事項は，別に定める。

（認証評価）

第2条の3 本大学院は，前条第1項の措置に加え，本大学院の教育研究等の総合的な状況について，学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項に基づき，政令

で定められた期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受け、その結果を公表する。

(情報の公表)

第3条 本大学院は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2に基づき、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって情報を公表する。

2 前項に規定するもののほか、教育上の目的に応じ本大学院生（以下「学生」という。）が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努める。

第2章 設置する研究科・専攻及び収容定員並びに教育研究上の目的等

(研究科・専攻)

第4条 本大学院に、次の表の左欄に掲げる研究科を置き、それぞれの研究科に同表の中欄に掲げる専攻を置く。

2 研究科ごとの修士課程、博士課程の別は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程、博士課程の別
経済学研究科	経済政策専攻	修士課程
経営学研究科	ビジネス・イノベーション専攻	修士課程 博士後期課程
理学研究科	数学専攻	修士課程
	物質科学専攻	修士課程
薬学研究科	薬学専攻	博士課程
	薬科学専攻	博士前期課程 博士後期課程
	医療栄養学専攻	博士前期課程

(収容定員)

第5条 本大学院の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程及び 博士前期課程		薬学履修 博士課程		博士後期課程		合計
		入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	総定員
経済学研究科	経済政策専攻	10	20	—	—	—	—	20
経営学研究科	ビジネス・イノベーション専攻	25	50	—	—	3	9	59
理学研究科	数学専攻	10	20	—	—	—	—	20
	物質科学専攻	12	24	—	—	—	—	24

薬学研究科	薬学専攻	—	—	6	24	—	—	24
	薬科学専攻	32	64	—	—	3	9	73
	医療栄養学専攻	20	40	—	—	—	—	40
合 計		109	218	6	24	6	18	260

(課程の目的)

第6条 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

2 博士後期課程及び博士課程(4年制)は、専攻分野において研究者として自立して、研究活動を行うに必要な極めて高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(研究科・専攻及び教育研究上の目的)

第7条 第4条の研究科ごとの教育研究上の目的は次のとおりとする。

- (1) 経済学研究科は、経済学の理論的観点を踏まえながら現実の経済の動向を分析する能力を有し、経済社会を担う人材、研究者や専門的な職業人の育成を目指す。
- (2) 経営学研究科は、マネジメントに関する高度な専門知識を有し、研究遂行能力及び問題解決能力の涵養を図ることによって、企業、地域社会、国家、そして国際社会への貢献を目指して創造的ビジネスを推進するイノベーター(実務家)や研究教育者などの高度専門職業人の育成を目指す。
- (3) 理科学研究科は、自然の本質を論理的・実証的に解析・考察でき、地域社会及び国際社会に貢献し得る高度でグローバルな知識を有して、高度の専門性を要する職業に対して必要な能力に優れたスペシャリストの育成を目指す。
 - ① 数学専攻は、「高度の数学的能力を持つ数理技術者」、「幅広い知識を生かす数学教育者・研究者」の育成を目指す。
 - ② 物質科学専攻は、「物質科学の専門的知識と技能を持つ研究者・技術者」、「地域や国際社会での“協創”に主導力を発揮できる人物」の育成を目指す。
- (4) 薬学研究科は、個々人が主観的な生活と人生の質(主観的QOL)を高く維持し健康のよりよい状態を目指すことを支援するために、必要とされる高度な能力を有し、国際化への対応が求められる社会において、リーダーとして貢献し得る人材を育成することを目的とする。
 - ① 薬学専攻(博士課程)は、基礎薬学・医療薬学分野の高度な学術的基盤を研究を通して身につけ、極めて高度の専門性と豊かな学識を有する人材を育成する。
 - ② 薬科学専攻(博士後期課程)は、薬学・栄養学・香粧品学分野の高度な学術的基盤を研究を通して身につけ、それらの学際的特徴を有し、極めて高度の専門性と豊かな学識を有する人材を育成する。
 - ③ 薬科学専攻(博士前期課程)は、薬学・栄養学・香粧品学分野の学術的基盤を研究

を通して身につけ、専門性の高い能力と広い視野を有する人材を育成する。

- ④ 医療栄養学専攻（博士前期課程）は、医療における栄養学の高度化を推進し、研究を通して専門性の高い能力と広い視野を有する人材を育成する。

（修了の認定・学位授与、教育課程の編成・実施及び入学者の受入れに関する方針）

第7条の2 前条に規定する目的を達成するために、研究科・専攻の修了の認定・学位授与に関する方針、教育課程の編成・実施に関する方針及び入学者の受入れに関する方針について、別に定める。

第3章 教育研究実施組織等

（教育研究実施組織等）

第8条 本大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制する。

- 2 本大学院は、教育研究実施組織を編成するに当たって、教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保する。

- 3 本大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合は、学部等の教員がこれを兼ねる。

- 4 その他、教育研究実施組織等に関する必要な事項は、別に定める。

（職 員）

第9条 本大学院の職員は、本大学院の教授、准教授、助教、助手、事務職員、技術職員その他の職員をあてる。

- 2 職員に関する必要な事項は、別に定める。

（組織的な研修等）

第10条 本大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための組織的な研修を行う。

- 2 本大学院は、学生に対する教育の充実を図るために、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行う。

- 3 本大学院は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行う。

- 4 組織的な研修等に関する必要な事項は、別に定める。

（研究科委員会）

第11条 本大学院の各研究科に研究科委員会を置き、所属教授をもって組織する。ただし、必要あるときは准教授、助教を加えることができる。

- 2 研究科委員会の委員長は、研究科長がこれにあたり、委員会を招集し、その議長となる。

3 研究科委員会は、学長が次に掲げる教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 教育課程、授業及び研究指導
- (3) 学生の試験及び単位の授与
- (4) 学位の授与
- (5) 学生の補導及び賞罰
- (6) 教員の業績の審査
- (7) その他、(1)から(6)に準ずるもの

4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この条において「学長等」という。）が司る教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(大学院委員会)

第 12 条 本大学院に大学院委員会を置き、学長、副学長、各研究科長及び各研究科委員会から選ばれた委員をもって組織する。

2 大学院委員会の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 大学院委員会の委員長は、学長がこれにあたり、委員会を招集し、その議長となる。

4 大学院委員会は、課程修了の認定、学位授与その他各研究科に共通する重要な事項を審議する。

第 4 章 修業年限、学年、学期及び休業日

(課程及び標準修業年限)

第 13 条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 本大学院の修士課程の標準修業年限は 2 年、経営学研究科ビジネス・イノベーション専攻の博士後期課程の標準修業年限は 3 年、薬学研究科薬科学専攻の博士課程の標準修業年限は 5 年、薬学研究科薬学専攻の博士課程の標準修業年限は 4 年とする。

3 薬学研究科薬科学専攻の博士課程は、前期 2 年及び後期 3 年の課程に区分して、前期 2 年の課程は、博士前期課程とし、修士課程として取り扱う。後期 3 年の課程は、博士後期課程という。ただし、薬学研究科薬学専攻の博士課程にあっては、この区分を設けないものとする。

4 前 2 項の規定にかかわらず、修士課程において、主として実務経験を有する者に対して教育を行う場合、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等、適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を 1 年以上 2 年未満の期間とすることができる。

5 本大学院における最長在学年は、休学期間を除き、修士課程及び博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年、博士課程にあつては8年とする。

(学 年)

第14条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、秋学期入学生については、原則10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学 期)

第15条 学年を、次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、必要により秋学期授業開始日を変更することができる。

(休業日)

第16条 休業日は次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 創立記念日 4月20日

(4) 春 期 休 業 1月下旬から3月31日まで

(5) 夏 期 休 業 7月下旬から9月20日まで

(6) 冬 期 休 業 12月下旬から翌年1月上旬まで

2 学長は、必要により前項の休業日を変更し、若しくは臨時に休業し、又は、休業日に講義・演習・実験・実習・実技等を課することができる。

第5章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成)

第17条 本大学院は、学校教育法施行規則第165条の2の方針に基づき、研究科・専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮する。

(長期にわたる教育課程の履修)

第18条 本大学院は、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了すること（以下「長期履修学生」という。）を希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を研究科委員会の議を経て、学長は認めることができる。ただし、最長在学年限は、第13条第

5 項に定める最長年限を超えることはできない。

2 前項に定めるものの他、長期履修学生に関する必要な事項は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第 19 条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2 各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができる。

3 十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。

4 文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

5 学生は指導教員の許可を得て、同一研究科の他の教員又は他の研究科の教員の指導を受けることができる。

(授業科目の委託)

第20条 各研究科において、教育研究上必要と認めるときは、外国の大学を含む他の大学の大学院とあらかじめ協議の上、その大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修させた単位は15単位を超えない範囲で、これを第24条に規定する単位に充当することができる。ただし、当該単位数は第21条に定める単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 その他、授業科目に関する必要な事項は、別に定める。

(研究指導の委託)

第20条の2 各研究科において、教育研究上必要と認めるときは、他の大学院又は外国の研究所等を含む研究所等とあらかじめ協議の上、学生にその大学院又は研究所等において研究指導の一部を受けさせることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。

2 その他、研究指導に関する必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 21 条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に本大学院又は他の国内外の大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、15 単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、これを第 24 条に規定する単位に充当することができる。ただし、当該単位数は、第 20 条に定める単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第 22 条 本大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(教育職員免許状)

第 23 条 中学校教諭一種免許状又は、高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る中学校教諭専修免許状又は、高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本大学院の研究科において取得できる中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、次の表のとおりとする。
- 3 教育職員免許状に関する必要な事項は、別に定める。

研究科名・専攻名		免許教科の種類	中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
経済学研究科	経済政策専攻		社会科	公民科
経営学研究科	ビジネス・イノベーション専攻		社会科	公民科
理学研究科	数学専攻		数学科	数学科
	物質科学専攻		理科	理科

第 6 章 授業科目、単位及び試験

(授業科目及び単位)

第 24 条 本大学院各研究科の授業科目及び単位数は、別表(2)のとおりとする。

(単位の認定)

第 25 条 本大学院は、授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える。

(試験及び成績評価)

第 26 条 履修科目の単位修得の認定は、試験その他の別に定める適切な方法により学修の成果を評価して担当教員が行うものとする。

- 2 前項による成績の評価は、A・B・C・Fとし、A・B・Cを合格、Fを不合格とし、合格した授業科目については、単位を与える。

(成績評価基準等の明示等)

第 27 条 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

- 2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示すると

もに、当該基準にしたがって適切に行う。

第7章 課程の修了要件及び学位

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第28条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、本大学院学位規程の定める修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げ、これを研究科委員会が認めたものについては、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題について研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 その他、各研究科の修了に関する必要な事項は、別に定める。

(博士後期課程の修了要件)

第29条 博士後期課程の修了要件は、同課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院学位規程の定める博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げ、これを研究科委員会が認めた者については、次の期間以上在学すれば足りるものとする。

(1) 修士課程及び博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程の標準修業年限の2年の在学期間を含めて3年

(2) 前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって当該課程を修了した者にあつては、当該課程の在学期間を含めて3年

2 その他、各研究科の修了に関する必要な事項は、別に定める。

(博士課程の修了要件)

第30条 博士課程の修了要件は、同課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院学位規程の定める博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げ、これを研究科委員会が認めた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第31条 本大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する。

研究科名	専攻名	課程	学位
経済学研究科	経済政策専攻	修士課程	修士(経済学)

経営学研究科	ビジネス・イノベーション専攻	修士課程 博士後期課程	修士（経営学） 博士（経営学）
理学研究科	数 学 専 攻	修 士 課 程	修士（理学）
	物質科学専攻	修 士 課 程	修士（理学）
薬学研究科	薬 学 専 攻	博 士 課 程	博士（薬学）
	薬 科 学 専 攻	博士前期課程	修士（薬科学）
		博士後期課程	博士（薬科学）
	医療栄養学専攻	博士前期課程	修士（医療栄養学）

2 学位の授与については、本大学院学位規程の定めるところによる。

第8章 入学，転入学及び留学等

（修士課程及び博士前期課程の入学資格）

第32条 本大学院の修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格をもち、所定の試験に合格した者とする。

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5)

大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと、本大学院が認めた者

- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

（博士後期課程の入学資格）

第33条 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格をもち、所定の試験に合格した者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学を卒業し、日本国内又は外国の大学若しくは研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (5) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

- (6) 社会人であつて、医療機関、企業及び官公庁等に所属し、入学後も引き続きその身分を有する者で、かつ、前条の各号のいずれかに該当する者

(博士課程の入学資格)

第 34 条 本大学院の博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する資格をもち、所定の試験に合格した者とする。

- (1) 大学における修業年限 6 年の薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (3) 外国において、学校教育における 18 年の課程（薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学（薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。）に 4 年以上在学している者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認めた者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学の修業年限 6 年の薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者
- (7) 社会人であつて、医療機関、企業及び官公庁等に所属し、入学後も引き続きその身分を有する者で、かつ、前条の各号のいずれかに該当する者

(入学の時期)

第 35 条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学志願及び選考)

第 35 条の 2 入学志願者は、定められた期日内に所定の書類に入学検定料を添えて願出しなければならない。

2 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続)

第 35 条の 3 前条による選考に合格した者は、所定の期日までに所定の手続きを完了しなければならない。

(転入学)

第 36 条 他の大学院に在学する者で、本大学院に転入学を志願する者に対しては、欠員のある場合に限り、当該研究科委員会の審議を経て選考のうえ許可することがある。

2 前項の規定により転入学を志願するときは、在籍する大学の学長の許可書を願書に添付しなければならない。

(留 学)

第 37 条 学長は、本大学院生が外国の大学で学修することを願い出たときは、当該研究科委員会の意見を聴いて留学を許可することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、在学年数に算入する。

3 本大学院の留学に関する事項は、別に定める。

(二重学籍の禁止)

第 38 条 学生は、他の研究科又は専攻、他の大学又は大学院等と併せて在籍することはできない。ただし、本大学院との協定大学の間で実施されるダブル・ディグリー・プログラム等への参加者には適用しない。

第 9 章 休学，復学，退学，転学，除籍及び再入学

(休 学)

第 39 条 病気その他止むを得ない事由により休学しようとする者から、保証人連署の休学願が提出された場合は、学長は研究科委員会の意見を聴いて、これを許可することができる。ただし、休学期間は 1 年以内とし、なお休学を要する者は、学長は研究科委員会の意見を聴いて、更に休学を許可することができる。

2 休学期間は、原則として次の各号に定める年数を超えることができない。

(1) 修士課程及び博士前期課程 2 年

(2) 博士後期課程 3 年

(3) 博士課程 4 年

3 休学期間は、在学年数に算入しない。

4 第 1 項の規定にかかわらず、外国人留学生が出身国の兵役に就くためにやむを得ず休学しなければならない場合には、学長の許可を得て、その期間を休学することができる。

(復 学)

第 40 条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長は研究科委員会の意見を聴いて、復学を許可することができる。ただし、学期の始めでなければ復学できない。

(退 学)

第 41 条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者から、保証人連署の退学願が提出された場合は、学長は研究科委員会の意見を聴いて、これを許可することができる。

2 退学に関する必要な事項は、別に定める。

(転 学)

第 42 条 他の大学院へ転学を志望する者は、所属研究科長へ転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 転学に関する必要な事項は、別に定める。

(除 籍)

第 43 条 次の各号のいずれかに該当する者は、所定の手続を経て、除籍する。

- (1) 授業料又は施設設備費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 13 条 5 項に規定する在学年数を超えた者
- (3) 第 39 条の規定により許可された休学期間を満了しても手続きをしない者
- (4) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に定める「留学」又は他の中長期在留資格の取得が不許可又は不交付とされた者

2 その他除籍に関する必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第 44 条 正当な事由で退学した者、又は前条(1)若しくは(3)、(4)により除籍された者が本大学院に再入学を願い出たときは、学長は研究科委員会の意見を聴いて、これを許可することができる。この場合は、既修授業科目の全部又は一部について、再履修を命ずることがある。

2 再入学に関する必要な事項は、別に定める。

第 10 章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料、入学金、授業料、施設設備費)

第 45 条 入学検定料、入学金、授業料、施設設備費は別表(1)に定める。

(入学金、授業料、施設設備費)

第 45 条の 2 入学を許可された者は、所定の期日までに、誓約書を添え別表(1)の入学金、授業料及び施設設備費を納めなければならない。ただし、本大学卒業生が入学する場合は入学金の納付を免除する。

2 前項に関わらず、第 18 条の規定による長期履修学生の入学金、授業料及び施設設備費については、原則として修業年限分の授業料総額を学生が在学を希望する年限で分割して納めるものとし、詳細については別表第 1 を基に別に定める。

3 その他、入学金、授業料、施設設備費に関する必要な事項は、別に定める。

(授業料等の納入時期)

第 45 条の 3 授業料は、別表(1)により 4 月及び 10 月の二期に分けて納めなければならない。

2 施設設備費は、別表(1)により毎年授業料と同時に納入しなければならない。

(停学、休学期間中の授業料及び施設設備費)

第 45 条の 4 停学を命ぜられた者の停学期間中の授業料及び施設設備費は、納めなければならない。

2 休学を許可された者は、当該期間の授業料及び施設設備費の納入を不要とし、別表(1)に定める休学在籍料を納めなければならない。

3 第 39 条第 4 項の規定により兵役のために休学を許可された者は、当該期間中の学費の納入を免除し、別表(1)に定める兵役在籍料を指定された期日までに納入しなけ

ればならない。

(退学者の授業料及び施設設備費)

第 46 条 退学を願い出ようとする者は、当該学期分の授業料及び施設設備費を納入していかなければならない。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

第 11 章 科目等履修生，大学院研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 47 条 本大学院の学生以外の者で、大学院の授業科目のうち 1 又は複数の授業科目の履修を希望する者に対して、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生として入学できる者は、履修するに足る能力があると認められた者とする。
- 3 科目等履修生として入学を志願する者は、出願書類に履修しようとする授業科目を記載して、所定の期日までに願い出るものとする。
- 4 科目等履修生の入学の時期は、学期の始めとする。
- 5 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。
- 6 前項の試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。
- 7 科目等履修生として在籍した期間は、正規の課程の在学年数には換算しない。ただし、社会人は、本大学院に入学する場合、その修得した単位数、要した時間等を勘案して標準修業年限に加えることができる。
- 8 科目等履修生の検定料、授業料その他納付金は別表(1)による。
- 9 本章各条に規定しない事項については、大学院学則を、科目等履修生にも準用するほか、別に定める。

(大学院研究生)

第 48 条 本大学院において、特定の専門領域について研究を希望する者があるときは、当該研究科委員会で選考のうえ、大学院研究生として入学を許可することがある。

- 2 大学院研究生の入学の時期は、学期の始めとする。
- 3 大学院研究生は、指導教員の個人指導を受けるものとする。
- 4 大学院研究生の在学期間は、1 年を限度とする。ただし、事情により期間延長を願い出ることができる。
- 5 大学院研究生の入学検定料は、徴収しない。
- 6 大学院研究生の学費は、別表(1)による。
- 7 本章各条に規定しない事項については、大学院学則を大学院研究生にも準用するほか、別に定める。

(外国人留学生)

第 49 条 大学院において教育を受ける目的を持って入国した外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、該当研究科において選考の上、外国人留学生として学長が入学を許可することができる。

2 外国人学生の入学に関する必要な事項は、別に定める。

第 12 章 賞罰及び奨学

(表 彰)

第 50 条 次の各号のいずれかに該当する学生は、研究科委員会の審議を経て、学長が表彰することができる。

(1) 品行・学力ともに優秀なる者

(2) 篤行のあった者

2 表彰に関する必要な事項は、別に定める。

(懲 戒)

第 50 条の 2 学則その他本大学院の定める諸規則を守らず、学生の本分に反する行為のあった者は、研究科委員会の審議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は訓告・停学及び退学とする。

3 前項に定める退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められた者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められた者

(3) 正当な理由がなく、出席常でない者

(4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

(奨学制度)

第 51 条 本大学院に、奨学制度を置く。

2 奨学制度に関する規程は、別に定める。

第 13 章 雑 則

(学則等の準用)

第 52 条 この学則に定めるもののほか、本大学院学生に関し必要な事項は、本学学則を準用する。

2 本学学則をこの学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」と、また「教授会」を「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第 14 章 改 正

(改 正)

第 53 条 この学則の改正は，学長が各研究科委員会の意見を聴き，大学院委員会の審議を経て理事会に提案し，理事会の議を経て，理事長が行う。

付 則

この学則は，昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正は，昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正は，昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。昭和 54 年 3 月 31 日以前の入学者については，この規程の改正にかかわらず，なお従前の例による。

改正条文 第 2 条，第 3 条，第 4 条，第 5 条，第 8 条，第 11 条，第 12 条，第 23 条，第 24 条，第 25 条，第 26 条，第 27 条，第 29 条，第 30 条，第 31 条，第 33 条，第 34 条

付 則

この学則は，昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正は，昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正は，昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。昭和 54 年 3 月 31 日以前の入学者については，この規程の改正にかかわらず，なお従前の例による。

改正条文 第 2 条，第 3 条，第 4 条，第 5 条，第 8 条，第 11 条，第 12 条，第 23 条，第 24 条，第 25 条，第 26 条，第 27 条，第 29 条，第 30 条，第 31 条，第 33 条，第 34 条

付 則

この改正は，昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文

付 則

この改正は，昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 20 条 別表

付 則

この改正は，昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 32 条，第 33 条，第 34 条，第 35 条

付 則

この改正は，平成元年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 23 条, 第 28 条, 第 29 条, 第 30 条, 第 36 条, 第 39 条, 第 40 条,
第 41 条

付 則

この改正は, 平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 39 条, 第 40 条

付 則

この改正は, 平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 11 条, 第 12 条, 第 28 条

付 則

この改正は, 平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 27 条

付 則

この改正は, 平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 30 条, 第 39 条, 第 40 条

付 則

この改正は, 平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 30 条 (別表 1), 第 32 条, 第 33 条, 第 34 条, 第 35 条, 第 36 条,
第 37 条

付 則

この改正は, 平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 4 条, 第 5 条, 第 21 条 (別表 2), 第 27 条, 第 28 条 (別表 1),
第 29 条 (別表 1), 第 30 条 (別表 1), 第 46 条

付 則

この改正は, 平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 11 条の 3, 第 12 条の 2, 第 21 条 (別表 2)

付 則

この改正は, 平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 21 条 (別表 2)

付 則

この改正は, 平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 4 条の 2, 第 5 条, 第 21 条 (別表 2), 第 27 条, 第 28 条 (別表 1),
第 29 条 (別表 1), 第 30 条 (別表 1), 第 46 条

付 則

この改正は, 平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 4 条の 2, 第 5 条, 第 21 条 (別表 2), 第 27 条, 第 30 条 (別表 1),
第 46 条

付 則

この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 4 条の 2, 第 5 条, 第 21 条(別表 2), 第 27 条, 第 30 条(別表 1),
第 45 条, 第 46 条

- 2 ただし、経済学研究科の新設科目「租税法特修Ⅲ」は、平成 16 年度入学生より適用する。

付 則

この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 21 条(別表 2)

付 則

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 21 条(別表 2)

- 2 ただし、経営学研究科の新設科目「特別講義ⅨA(キャリア形成Ⅰ)」「特別講義ⅨB(キャリア形成Ⅱ)」は、平成 18 年度入学生より適用する。

付 則

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 21 条(別表 2)

付 則

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 1 条, 第 1 条の 2, 第 1 条の 3, 第 4 条, 第 8 条, 第 13 条, 第 21 条,
(別表 2) 第 25 条

付 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 2 条, 第 3 条, 第 4 条, 第 5 条, 第 11 条, 第 21 条(別表 2),
第 23 条, 第 25 条, 第 27 条, 第 29 条(別表 1), 第 30 条(別表 1),
第 46 条

- 2 ただし、経営学研究科の新設科目「アジアの産業イノベーション特論Ⅰ」「アジアの産業イノベーション特論Ⅱ」「特別講義ⅩA(日本経済のグローバル化と企業のイノベーションⅠ)」「特別講義ⅩB(日本経済のグローバル化と企業のイノベーションⅡ)」「特別講義ⅪA(ビジネス・異文化のコミュニケーションⅠ)」「特別講義ⅪB(ビジネス・異文化のコミュニケーションⅡ)」は、平成 21 年度入学生より適用する。

付 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 21 条(別表 2), 第 25 条

- 2 ただし、経営学研究科の新設科目「特別講義ⅩⅡ(教育・人材育成論)」は、平成

22 年度入学生より適用する。

付 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 2 条, 第 3 条, 第 4 条, 第 5 条, 第 11 条, 第 12 条, 第 13 条,
第 14 条, 第 15 条, 第 16 条, 第 17 条, 第 18 条, 第 19 条, 第 20 条,
第 21 条 (別表 2), 第 22 条, 第 23 条, 第 24 条, 第 25 条, 第 26 条,
第 27 条, 第 28 条, 第 29 条, 第 30 条 (別表 1), 第 31 条 (別表 1),
第 32 条, 第 33 条, 第 34 条, 第 35 条, 第 36 条, 第 37 条, 第 38 条,
第 39 条, 第 40 条, 第 41 条, 第 42 条, 第 43 条, 第 44 条, 第 45 条,
第 46 条, 第 47 条, 第 48 条

付 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 21 条 (別表 2)

付 則

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 21 条 (別表 2)

- 2 ただし、薬学研究科の新設科目「Advanced Drug Development 特論」は、薬学専攻（博士課程）及び薬科学専攻（博士後期課程）については平成 24 年度入学生より適用し、薬科学専攻（博士前期課程）及び医療栄養学専攻（博士前期課程）については平成 25 年度入学生より適用する。

付 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 7 条, 第 8 条, 第 21 条 (別表 2)

- 2 ただし、薬学研究科の新設科目「論文作成法特論」「薬学リサーチインターンシップⅠ」「薬学リサーチインターンシップⅡ」「薬学リサーチインターンシップⅢ」は、薬学専攻（博士課程）については平成 24 年度入学生より適用し、薬科学専攻（博士後期課程）については平成 25 年度入学生より適用する。薬科学専攻（博士前期課程）及び医療栄養学専攻（博士前期課程）については平成 26 年度入学生より適用する。

付 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 21 条 (別表 2)

- 2 ただし、経営学研究科の新設科目「特別講義（スポーツ・マネジメント A）」「特別講義（スポーツ・マネジメント B）」は、平成 27 年度入学生より適用する。

付 則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第5条, 第21条(別表2), 別表(1)

付 則

この改正は, 平成30年4月1日から施行する。

改正条文 第4条, 第11条, 第12条, 第13条, 第21条(別表2)

付 則

この改正は, 平成31年4月1日から施行する。

改正条文 第4条, 第21条(別表2)

付 則

この改正は, 令和2年4月1日から施行する。

改正条文 第21条(別表2), 第46条, 第47条, 別表(1)

付 則

この改正は, 令和3年4月1日から施行する。

改正条文 第5条, 第21条(別表2)

付 則

この改正は, 令和4年4月1日から施行する。

改正条文 第3条, 第4条, 第35条, 第39条, 第43条, 別表(1)

付 則

この改正は, 令和5年4月1日から施行する。

改正条文 第1条～第52条, 別表(1), 別表(2)

付 則

この改正は, 令和6年4月1日から施行する。

改正条文 第18条, 第45条の2, 別表(1)の(注)7, 別表(2)

付 則

この改正は, 令和7年4月1日から施行する。

改正条文 第50条の2, 第50条の3, 別表(2)

- 2 前項の改正のうち, 第50条の2, 第50条の3の規定は, 令和7年3月31日以前に入学した在籍者にも適用する。

付 則

この改正は, 令和8年4月1日から施行する。

改正条文 第4条, 第5条, 第7条, 第13条, 第31条, 第39条第4項, 第43条第1項第3号, 第45条の3第2項, 第45条の4, 別表(1), 別表(2)

- 2 前項に定める改正条文のうち, 別表(1)は, 令和8年3月31日以前に入学した在籍者にも適用する。

別表（１）

入学検定料・入学金及び授業料等

学納金	学生種別	大学院生	科目等履修生		研究生
			本学大学院修了生 (含本学卒業生)	本学大学院 修了生以外	
入学検定料		円 35,000	円 7,000	円 30,000	円
入 学 金					
経済学研究科 (修士課程)		300,000			
経営学研究科 (修士課程)		300,000			
	(博士後期課程)	300,000			
理学研究科 (修士課程)		300,000			
薬学研究科 (博士前期課程)		300,000			
	(博士後期課程)	300,000			
	(博士課程)	300,000			
授 業 料			(各研究科共) 1 単位に付	(各研究科共) 1 単位に付	
経済学研究科 (修士課程)		550,000	20,000	20,000	70,000
経営学研究科 (修士課程)		550,000			70,000
	(博士後期課程)	550,000			70,000
理学研究科					
数学専攻 (修士課程)		600,000			70,000
物質科学専攻 (修士課程)		700,000			70,000
薬学研究科					
薬科学専攻 (博士前期課程)		730,000			70,000
	(博士後期課程)	730,000			70,000
医療栄養学専攻 (博士前期課程)		730,000			70,000
薬学専攻 (博士課程)		730,000			70,000
施設設備費					
経済学研究科 (修士課程)		150,000			
経営学研究科 (修士課程)		150,000			
	(博士後期課程)	150,000			
理学研究科 (修士課程)		250,000			
薬学研究科 (博士前期課程)		150,000			
	(博士後期課程)	150,000			
	(博士課程)	150,000			
科目等履修生在籍料			30,000	30,000	

(注) 1. 本大学卒業生が入学する場合は、入学金を免除する。

2. 授業料は、4月及び10月の二期に分けて指定の期日までに納入するものとする。

3. 施設設備費は、毎年授業料と同時に納入するものとする。

4. 博士学位論文審査を目的として博士課程及び博士後期課程に再入学する場合には、授業料を減額することがある。

5. 休学を許可された者は、下記のとおり休学在籍料を納めること。

ただし、入学当初の学期に休学を許可された者は休学を開始する学期の学納金は全額を納めること。

半期休学 60,000円 1年休学 120,000円

6. 研究生の納付金は、研究期間ごとに納める。

7. 長期履修学生については、原則として修業年限分の授業料総額を学生が在学を希望する年限で分割して納めるものとし、詳細については別途定める。

8. 外国人留学生が兵役のための休学に際し納入する兵役在籍料は、年額10,000円とする。

別表（２）

授 業 科 目 及 び 単 位 数

経済学研究科 経済政策専攻〔修士課程〕

授 業 科 目		単位数	
		必修	選択
基礎経済学	経済学基礎特修Ⅰ		2
	経済学基礎特修Ⅱ		2
	経済政策学基礎特修Ⅰ		2
	経済政策学基礎特修Ⅱ		2
理論経済学	理論経済学特修		2
	計量経済学特修		2
	経済思想史特修		2
国際経済論	国際経済論特修		2
	アジア経済論特修		2
経済史	西洋経済史特修		2
	日本経済史特修		2
経済政策学	経済政策学特修		2
	環境経済論特修		2
地域開発論	開発経済学特修		2
財政学	財政学特修Ⅰ		2
	財政学特修Ⅱ		2
	地方財政論特修		2
産業経済論	産業立地論特修		2
	産業組織論特修		2
	交通経済論特修		2
	産業経済論特修		2
租税法	租税法特修Ⅰ		2
	租税法特修Ⅱ		2
	租税法特修Ⅲ		2
金融論	金融経済論特修		2
	金融政策論特修		2
データサイエンス	統計学特修		2
	経済統計学特修		2
	データサイエンス特修		2
社会政策学	労働経済学特修		2
特殊講義			2
経済調査実習			2
学術論文作成法		2	
演習（修士論文指導を含む）		8	
合 計		10	64

〔注〕 必修10単位（演習）を含み30単位以上を修得しなければならない。

別表（2）

授 業 科 目 及 び 単 位 数

経営学研究科 ビジネス・イノベーション専攻〔修士課程〕

授 業 科 目		単位数	
		必修	選択
基礎論	基礎論 A	2	
	基礎論 B	2	
特論	ビジネスイノベーション特論 I		2
	ビジネスイノベーション特論 II		2
	ビジネスイノベーション特論 III		2
	ビジネスイノベーション特論 IV		2
	ビジネスイノベーション特論 V		2
	ビジネスイノベーション特論 VI		2
	ビジネスイノベーション特論 VII		2
	ビジネスイノベーション特論 VIII		2
	ビジネスイノベーション特論 IX		2
	ビジネスイノベーション特論 X		2
	ビジネスイノベーション特論 XI		2
	ビジネスイノベーション特論 XII		2
	ビジネスイノベーション特論 XIII		2
	ビジネスイノベーション特論 XIV		2
	ビジネスイノベーション特論 XV		2
	ビジネスイノベーション特論 XVI		2
	ビジネスイノベーション特論 XVII		2
特殊講義	ビジネスイノベーション特殊講義 I		2
	ビジネスイノベーション特殊講義 II		2
	ビジネスイノベーション特殊講義 III		2
	ビジネスイノベーション特殊講義 IV		2
	ビジネスイノベーション特殊講義 V		2
	ビジネスイノベーション特殊講義 VI		2
	ビジネスイノベーション特殊講義 VII		2
	ビジネスイノベーション特殊講義 VIII		2
	ビジネスイノベーション特殊講義 IX		2
	ビジネスイノベーション特殊講義 X		2
	ビジネスイノベーション特殊講義 XI		2
	ビジネスイノベーション特殊講義 XII		2
	ビジネスイノベーション特殊講義 XIII		2
	ビジネスイノベーション特殊講義 XIV		2
	ビジネスイノベーション特殊講義 XV		2
	ビジネスイノベーション特殊講義 XVI		2
	ビジネスイノベーション特殊講義 XVII		2
企業研究		2	
演習（修士論文指導を含む）		8	
合 計		14	68

- 〔注〕 1) 基礎論 2 科目 4 単位及び企業研究 1 科目 2 単位必修
 2) 指導教員の担当する特論科目及び特殊講義 2 科目 4 単位選択必修
 3) 指導教員の担当する特論科目及び特殊講義の他に、特論科目及び特殊講義の中から 7 科目 14 単位選択必修
 4) 学則第23条により取得した単位の系列は、研究科委員会が決定する
 5) 演習（修士論文指導を含む）1～2 年次継続して 8 単位必修
 6) 合計 32 単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し審査に合格すること

別表（２）

授 業 科 目 及 び 単 位 数

経営学研究科 ビジネス・イノベーション専攻〔博士後期課程〕

授 業 科 目		単位数	
		必修	選択
特殊研究科目	ビジネスイノベーション特殊研究Ⅰ		4
	ビジネスイノベーション特殊研究Ⅱ		4
	ビジネスイノベーション特殊研究Ⅲ		4
	ビジネスイノベーション特殊研究Ⅳ		4
	ビジネスイノベーション特殊研究Ⅴ		4
	ビジネスイノベーション特殊研究Ⅵ		4
	ビジネスイノベーション特殊研究Ⅶ		4
	ビジネスイノベーション特殊研究Ⅷ		4
	ビジネスイノベーション特殊研究Ⅸ		4
	ビジネスイノベーション特殊研究Ⅹ		4
	ビジネスイノベーション特殊研究Ⅺ		4
	ビジネスイノベーション特殊研究Ⅻ		4
	ビジネスイノベーション特殊研究ⅩⅢ		4
	ビジネスイノベーション特殊研究ⅩⅣ		4
	ビジネスイノベーション特殊研究ⅩⅤ		4
研究指導		12	
合 計		12	60

〔注〕 １）特殊研究科目 １科目 ４単位選択必修

２）研究指導 １～３年次継続して １２単位必修

３）合計 １６単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出しその審査及び最終試験に合格すること

別表（２）

授 業 科 目 及 び 単 位 数

理学研究科 数学専攻〔修士課程〕

分野区分	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
代数学分野	代数学特論Ⅰ		2
	代数学特論Ⅱ		2
	代数学特論Ⅲ		2
	代数学特論Ⅳ		2
幾何学分野	幾何学特論Ⅰ		2
	幾何学特論Ⅱ		2
	幾何学特論Ⅲ		2
	幾何学特論Ⅳ		2
解析学分野	解析学特論Ⅰ		2
	解析学特論Ⅱ		2
	解析学特論Ⅲ		2
	解析学特論Ⅳ		2
応用数学分野	応用数学特論Ⅰ		2
	応用数学特論Ⅱ		2
	応用数学特論Ⅲ		2
	応用数学特論Ⅳ		2
数理科学分野	数理科学特論Ⅰ		2
	数理科学特論Ⅱ		2
	数理科学特論Ⅲ		2
	数理科学特論Ⅳ		2
社会数理分野	社会数理特論Ⅰ		2
	社会数理特論Ⅱ		2
	社会数理特論Ⅲ		2
	社会数理特論Ⅳ		2
学校体験演習Ⅰ			1
学校体験演習Ⅱ			1
数学講究Ⅰ		4	
数学講究Ⅱ		4	
数学論文研修（修士論文指導を含む）		8	
合 計		16	50

〔注〕 必修科目を含み、30単位以上を修得しなければならない。

別表（2）

授 業 科 目 及 び 単 位 数

理学研究科 物質科学専攻〔修士課程〕

部門区分	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
物質構造部門	材料力学特論		2
	錯体物性化学特論		2
	ナノカーボン化学特論		2
生体物質科学部門	生体分子分光学特論		2
	環境生命科学特論		2
	生体分子化学特論		2
	分子遺伝学特論		2
	分子生理学特論		2
物質機能部門	光機能材料物性特論		2
	固体物性化学特論		2
分子設計部門	合成有機化学特論		2
	量子化学特論		2
	天然物有機化学特論		2
	有機機能化学特論		2
	有機金属錯体化学特論		2
学校体験演習Ⅰ			1
学校体験演習Ⅱ			1
物質科学のための情報科学特論（演習を含む）			2
物質科学コンピュータ言語特論（演習を含む）			2
物質科学計算機代数特論（演習を含む）			2
物質科学多変量解析特論（演習を含む）			2
物質科学計測統計学特論（演習を含む）			2
物質評価学特論			2
サイエンス・ビジネスセミナー		1	
物質科学特別演習Ⅰ		2	
物質科学特別演習Ⅱ		2	
物質科学特別研究（修士論文指導を含む）		10	
合 計		15	44

〔注〕 必修科目を含み、合計31単位以上を修得しなければならない。

薬学研究科 薬科学専攻〔博士前期課程〕

分野区分	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
共通	総合薬科学演習	4	
	先端薬科学特論	2	
	論文作成法特論		2
医薬探索分野	医薬探索特論		2
	天然物化学特論演習		4
	生物有機化学特論演習		4
生体機能分野	生物薬品科学特論演習		4
	生体機能特論		2
	生体分析学特論演習		4
	薬品作用学特論演習		4
香粧品機能分野	香粧品学特論		2
	薬粧品動態制御学特論演習		4
	皮膚生理学特論演習		4
食品栄養機能分野	食品栄養機能特論		2
	機能性食品科学特論演習		4
	栄養生理学特論演習		4
医薬政策管理分野	ヘルスケア産業経営管理特論		2
	食と健康特論		2
	地域健康医学特論		2
	医薬政策管理特論		2
	医薬政策管理特論演習		4
薬学リサーチインターンシップⅠ			2
薬学リサーチインターンシップⅡ			2
薬学リサーチインターンシップⅢ			2
修士論文研究（修士論文指導を含む）		12	
合 計		18	64

〔注〕 必修科目を含み、30単位以上を修得しなければならない。

薬学研究科 医療栄養学専攻〔博士前期課程〕

分野区分	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
共通	総合医療栄養学演習	4	
	先端医療栄養学特論	2	
	医療栄養演習Ⅰ		2
	医療栄養演習Ⅱ		2
	論文作成法特論		2
基礎系医療栄養分野	栄養機能解析学特論		2
	栄養機能解析学特論演習		4
	生体機能解析制御学特論		2
	生体機能解析制御学特論演習		4
臨床系医療栄養分野	臨床栄養病態制御解析学特論		2
	臨床栄養病態制御解析学特論演習		4
政策系医療栄養分野	薬物・食事療法解析学特論		2
	薬物・食事療法解析学特論演習		4
	予防栄養教育解析学特論		2
	予防栄養教育解析学特論演習		4
	栄養政策管理特論		2
	栄養政策管理特論演習		4
	食と健康特論		2
	地域健康医学特論		2
	ヘルスケア産業経営管理特論		2
チーム医療・統計学特論			2
病院・保険薬局実習			4
薬学リサーチインターンシップⅠ			2
薬学リサーチインターンシップⅡ			2
薬学リサーチインターンシップⅢ			2
修士論文研究（修士論文指導を含む）		12	
合 計		18	60

〔注〕 必修科目を含み、30単位以上を修得しなければならない。

薬学研究科 薬科学専攻〔博士後期課程〕

分野区分	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
共通	高度先端薬科学特論	2	
	レギュラトリーサイエンス特論	2	
	ドライリサーチ特論	2	
	先端医療薬科学特論		2
	論文作成法特論		2
高度薬科学 分野	高度栄養生理学特論演習		6
	高度機能性食品科学特論演習		6
	高度生物薬品科学特論演習		6
	高度生物有機化学特論演習		6
	高度天然物化学特論演習		6
	高度皮膚生理学特論演習		6
	高度薬粧品動態制御学特論演習		6
	高度生体分析学特論演習		6
	高度薬剤作用解析学特論演習		6
	高度薬品作用学特論演習		6
高度医療栄 養学分野	高度栄養教育学特論演習		6
	高度生体防御学特論演習		6
	高度食毒性学特論演習		6
	高度食品機能学特論演習		6
	高度病態解析学特論演習		6
	高度分子栄養学特論演習		6
	高度薬物療法学特論演習		6
	高度予防栄養学特論演習		6
	高度臨床栄養学特論演習		6
薬学リサーチインターンシップⅠ			2
薬学リサーチインターンシップⅡ			2
薬学リサーチインターンシップⅢ			2
博士論文研究（博士論文指導を含む）		12	
合 計		18	124

〔注〕 必修科目と指導教員の担当する特論・特論演習・演習を含み、合計24単位以上を修得しなければならない。

別表（2）

授 業 科 目 及 び 単 位 数

薬学研究科 薬学専攻〔博士課程〕

分野区分	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
共通	先端生命科学特論	2	
	先端医療薬学特論	2	
	レギュラトリーサイエンス特論	2	
	ドライリサーチ特論	2	
	化粧品機能特論		2
	食品機能特論		2
	論文作成法特論		2
薬探索領域	薬探索特論		2
	薬探索特論演習		3
	医薬品化学演習		3
	薬品物理化学演習		3
	有機薬化学演習		3
	生薬学演習		3
生体防御領域	生体防御特論		2
	生体防御特論演習		3
	衛生化学演習		3
	公衆衛生学演習		3
	生化学演習		3
	薬品作用学演習		3
薬剤・製剤学領域	薬剤・製剤学特論		2
	薬剤・製剤学特論演習		3
	薬剤学演習		3
	製剤学演習		3
	病院薬剤学演習		3
臨床生命科学領域	臨床生命科学特論		2
	臨床生命科学特論演習		3
	臨床薬理学演習		3
	病原微生物学演習		3
	生体分析化学演習		3
臨床治療学領域	臨床治療学特論		2
	臨床治療学特論演習		3
	生理学演習		3
	薬物治療学演習		3
	臨床病理学演習		3
	栄養治療学演習		3
	薬局管理学演習		3
薬学リサーチインターンシップⅠ			2
薬学リサーチインターンシップⅡ			2
薬学リサーチインターンシップⅢ			2
博士論文研究（博士論文指導を含む）		10	
合 計		18	94

〔注〕 必修科目と指導教員の担当する特論・特論演習・演習を含み、合計30単位以上を修得しなければならない。